

羽村市立羽村西小学校いじめ防止基本計画（概要）（令和5年度）

1 いじめ防止に向けた基本方針

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図っていく。また、いじめを防止するため、在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図っていく。そこで、これらに関する理解を深めるために、以下のような措置を講じていく。

2 いじめ防止等のための具体的な取組（方策）

(1) 未然防止に向けた取り組み

- ①職員が一体となり、継続的な取組を行う。毎週金曜日の職員夕会において定期的に状況を報告し合う。
- ②「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すため、年3回のふれあい月間に合わせ、全校朝会において、全児童に周知、徹底を行う。児童からも委員活動を通して啓発活動を行う。
- ③道徳の授業において、いじめに関する授業内容を計画に基づいて確実に実施していく。
- ④すべての児童が、自己有用感や充実感を感じて学校生活を送れるよう、学級活動の時間を活用していく。
- ⑤セーフティー教室を開催し、ネットを利用する際の注意点について以下の指導を行う。
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑥年1回、5年生を対象に弁護士による出前授業を行う。

(2) 早期発見に向けた取り組み

- ①毎月、児童へのいじめに関するアンケート調査を行い、いじめの疑いがある場合には関係者への迅速な聞き取り、指導、調査、対応等を行う。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。
- ②いじめへの迅速な対処ができるよう、全ての職員が連携し、児童のささいな変化でも報告し合い、早期発見、及び未然防止に努めていく。
- ③児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、教育委員会、学校、家庭、地域その他の関係者と連携して児童を見守る。

(3) 地域、家庭との連携に向けた取り組み

- ①地域教育セミナーや親学の講座等を活用し、子供たちを見守る地域関係者や保護者などに広くいじめ問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発を充実する。
- ②より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と連携を推進していく。また、学校評議会や学校支援地域本部など学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) 早期対応に向けた取り組み

- ① 正確な情報把握（双方、周りの子どもからの正確な聴き取り及び、記録）
- ② 指導体制、方針決定
 - ・ 「いじめ防止対策委員会」の週1回の招集及び指導体制の決定。
 - ・ すべての教職員の共通理解を図る。
 - ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
 - ・ 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）
- ③ いじめられた児童への支援
 - ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 必ず解決できる、希望が持てることを伝える。
 - ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(4) 重大事態への対応

- ① 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に相談することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携した対応を取る。
- ③ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ④ いじめへの対応において、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（子供家庭支援センター、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図る。
- ⑤ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(5) 学校内の組織

- ① いじめに関わるすべての取り組みの中心的役割を果たす「いじめ防止対策推進担当者」を配置する。
- ② 「いじめ防止対策委員会（校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・いじめ防止対策推進担当者・学年主任・スクールカウンセラー）」を設置し、いじめ防止対策について確認する。
- ③ 学校サポートチームを設置し、必要に応じて生活指導上の問題等の解決に向けての当該児童・保護者への支援策の協議及び実施を行う。

(6) 継続した対応

- ① いじめが解消したと判断した後も情報収集を行い、継続した見守りを続ける。
- ② 解決しても再発を防ぐために常に把握し、進級や進学時も確実に引継ぎを行う。